

社会福祉学 医療保険講座

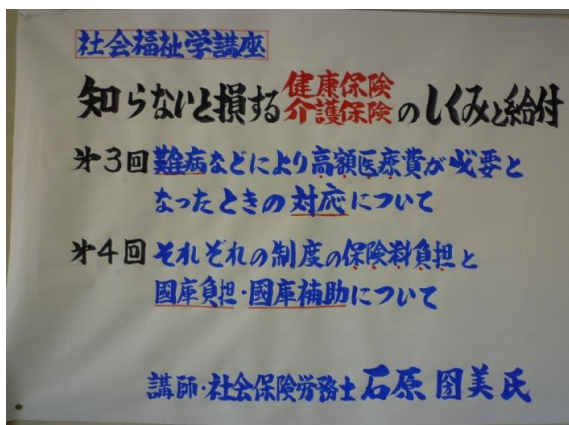
第3回 傷病等の高額医療費

第4回 保険料負担と国庫補助

1月31日(土)及び2月7日(土)鶴瀬公民館 10:00am~

講師:石原囿美(社会保険労務士)

医療保険制度の体系



第3回 高額医療費が必要になったときの対応について

1. 医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が「高額医療費」として支給されます
2. 70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人では限度額が異なります
3. 法改正(平成27年1月)により、高額医療費の適用区分が変更されました

(1) 70歳未満の場合、月額自己負担医療費の上限〈一部抜粋〉

○低所得者(住民税非課税)

35,400円⇒35,400円(変わらず)

○一般所得者(住民税非課税～年収約370万円)

80,100円⇒57,600円

○上位所得者(年収約770万円～約1,160万円)

150,000円 + (医療費 - 500,000) × 1%

⇒167,400円 + (医療費 - 550,800円) × 1%

(2) 70歳以上75歳未満の場合

外来〈個人単位〉の限度額を適用後、入院〈世帯単位〉と合算して

限度額を適用〈詳細はテキスト参照〉

4. 高額長期疾病の場合〈70歳未満・70歳以上とも〉

(1) 以下の高額長期疾病患者は、高額医療費自己負担限度額が10,000円に

減額され、更に高額療養分が現物支給される

○人工透析を実施している慢性腎不全

○血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子傷害または第Ⅳ因子障害

○抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群〈HIV感染を含む一定の人〉

5. その他「高額介護・高額医療合算療養費」等
多くを学びました



第4回 保険料負担と国庫補助について

1. 国保加入者

- 被用者保険被保険者・生保受給者を除く、当該市町村に住所を有する者
選択の余地はなく、年齢・国籍・人種を問わない
また被扶養者という概念もない

2. 国保の構造変化

- 「自営業者」「高齢者」のための、医療保険・制度というのは、実態とかけ離れてきている
- 加入者の構成

	昭和42年度 (1967年度)	平成22年度 (2010年度)	増減
農林水産業	42.10%	3.10%	▼39.0%
その他の自営業	25.40%	15.50%	▼9.9%
被用者	19.50%	35.30%	15.80%
その他の職業	6.40%	5.20%	▼1.2%
無職(含む、高齢者)	6.60%	40.60%	34.00%

3. 1世帯あたりの保険料(税)調定額と所得に対する割合推移

	昭和20年度 (2008年度)	平成24年度 (2012年度)	増減
平均所得	1,680千円	1,416千円	▼264千円
保険料調定額	150,271円	143,362円	▼6,912円
所得に対する割合	8.94%	10.12%	1.18%

4. 保険税の決まり方

(1) 保険税は、被保険者の所得などに応じて決まります

- 所得割：世帯の被保険者の所得に応じて計算
- 均等割：世帯の被保険者数に応じて計算
- 資産割：世帯の被保険者の資産に応じて計算
- 平等割：一世帯いくらと計算

(2) 年度途中で加入・脱退した場合

○途中加入：12／加入した月から3月までの月数＝年間保険税

○途中脱退：12／4月から脱退した月までの月数＝年間保険税

4. 保険税の納め方

(1) 被保険者の年齢によって異なります

○40歳未満の人＝医療保険分＋後期高齢者支援分

○40歳以上65歳未満の人＝

医療保険分＋後期高齢者支援分＋介護保険分

○65歳以上75歳未満の人＝医療保険分＋後期高齢者支援分

介護保険料は、原則として年金から天引されます

〈年金が年額18万円未満の人は、市区町村へ個別納付〉

5. 石原講師からの特別講義

〈ご自分の「富士見市国民健康保険税」を計算してみよう〉と

○「医療給付費分」・「後期高齢者支援金等分」・「介護納付金分」毎にシュミレーション表を作成頂き「国民健康保険の決定額〈年税額〉」を算出して、市から送付される納付書の検証してみてもとのアドバイスがありました

〈シュミレーション表は、
テキスト参照〉

